

令和 2 年度

第5回 第一農地部会定例会議事録

令和2年8月31日（月）

上越市市民プラザ2階 第三会議室

令和2年度第5回第一農地部会定例会議事録

日 時 令和2年8月31日（月）午前9時

場 所 上越市市民プラザ2階 第三会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

3番 佐藤 清繁	4番 吉村 清正	6番 古川 政繁
7番 篠宮 英樹	8番 竹内 浩行	11番 金子 昭榮
12番 上原 孝	14番 清水 強	15番 牧繪 雄一郎
16番 折笠 正勝	23番 久保埜 徳雄	

(2) 農地利用最適化推進委員

加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一	藤井 敏行	笠原 行夫
中嶋 栄司	平野 宏一	齊藤 啓治	小林 政秋	白滝 光彦
清水 増彦	綿貫 一成	高宮 文男	松本 香	

2 欠席委員

(1) 農業委員

13番 五十嵐 彰

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一 高島 真一 小林 正義

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局 長	坂井 晃
	次 長	松縄 浩一
	係 長	久保埜 修
	主 任	橋立 理
中郷区駐在室	主 任	相葉 博昭
板倉区駐在室	副 主 任	上原 敏明
清里区駐在室	副 主 任	近藤 宏一
名立区駐在室	班 長	山邊 稔

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

7番 篠宮 英樹 15番 牧繪 雄一郎

(2) 議事

(合併前の上越市)

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

報告第1号 農地法第4条第1項第5号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第3号 農用地利用集積計画変更について

(中郷区)

なし

(板倉区)

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(清里区)

なし

(名立区)

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

5 会 議

	<p>議長（部会長）あいさつ後、部会を開会</p>
議 長	<p>これより第 5 回第一農地部会を開催します。</p>
	<p><資格審査></p>
議 長	<p>はじめに本日の出席状況ですが、第一農地部会委員数 12 名、出席委員 11 名、欠席委員 1 名ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。</p>
	<p>また、農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第一農地部会の農地利用最適化推進委員数 17 名で出席委員 14 名、欠席委員 3 名です。</p>
	<p><議事録署名委員の指名></p>
議 長	<p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。議席番号 7 番 篠宮 英樹 委員、議席番号 15 番 牧繪 雄一郎 委員の両名を指名します。</p>
	<p>議事に入る前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章の唱和をお願いします。</p>
	<p>（上越市農業委員会憲章の唱和）</p>
議 長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p>
	<p>（合併前の上越市分の議案）</p>
	<p><議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」></p>
議 長	<p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 40 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保埜	<p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、説明します。1 頁、番号 40 番の 1 件です。</p>
	<p>譲受人の所有農地に隣接する農地を売買により買受けるものです。現在、所有農地では梅を栽培しており、今回の購入地では柿と桜桃を栽培する予定です。</p> <p>この案件につきましては、別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いします。</p>

高島委員 所有権移転日が8月31日になっていますが、許可を得てすぐに移転するという
ことですか。

(事務局) そのように聞いています。

久保埜 他に意見、質問ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号40番の1件を原案のとおり
許可することに、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第1号の1件を許可することに決定します。

＜議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」＞

議長 議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号15番と16番の2件を
上程します。

事務局の説明を求めます。

(事務局) 2頁、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号15番と16番の
2件です。

両案件は、関連がありますので合わせて説明します。

字北田及び字北前田地内の農地を「駐車場」として利用するものです。3頁に位置
図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者である譲受人は駐車場を所有していないため、来訪者は個人の敷地に駐車
していることから、隣接している申請農地を取得し、「駐車場」として利用するもの
です。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は
第2種に該当します。

土地利用計画は、駐車台数6台分です。工期は10月1日から10月30日までで
す。

都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件です。転用計画の実現性は高く、
土地利用についても妥当なものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号15番と16番の2件を許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認めます。議案第2号の2件を許可することに決定します。

<議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 　議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内3件、3年超6年以内なし、6年超10年以内8件、10年超なしで合計11件、利用権移転なし、所有権移転5件です。それでは、上程します。

はじめに利用権設定、期間3年以内、番号610番から612番までの3件について、事務局の説明を求めます。

（事務局） 　議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、説明します。

久保埜 　6頁、番号610番から612番までの3件で、いずれも再設定です。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　続いて、利用権設定、期間6年超10年以内、番号613番から620番までの8件について、事務局の説明を求めます。

（事務局） 　7頁、番号613番から620番までの8件です。この内、614番と620番ですが、売買により構成員へ所有権移転される農地を所属する法人に貸し付けるものです。

これは、農業生産法人を含めた集団的な土地利用調整の円滑化に資するため、農業生産法人の構成員が当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受けることができ、この場合、利用権の設定等の受け手要件の適用が除外されます。

また、農業法人への貸し付けを所有権移転と同一の農用地利用集積計画で行う運用となっているため、この所有権移転に関連する議案についても次の所有権移転で上程します。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いします。

高島委員

NO. 615 は高齢の方が借り受けますが、借り受けてすぐに耕作が出来なくなる心配はありませんか。

(事務局)

譲受人本人が申請に来ており、現在のところ大丈夫だと判断しています。

久保埜

議長

他に意見、質問ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長

最後に所有権移転、番号 621 番から 625 番までの 5 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

9 頁、所有権移転、番号 621 番から 625 番までの 5 件です。

久保埜

内訳は、所有権を移転する土地、田 23 筆 19,040 m²、畑 8 筆 3,723 m²の合計 22,763 m²です。

この内、番号 622 番と 625 番が先ほど説明しました法人の構成員が、所属する法人に貸し付けるために売買により所有権移転するものです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

それでは、採決に入ります。

議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

議案第3号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

<議案第4号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」>

議 長

議案第4号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区25件の実質化された人・農地プランを上程します。

事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保 埜

この案件につきましては、今回初めて上程するものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第22条第3項の規定により、市町村が人・農地プランを公表する際は、効率的かつ安定的に農業経営を営む者その他の者によって構成する会議を設け、その意見を聞くこととなっています。これまでは、当市ではこの会議を人・農地プラン作成検討会が担っていましたが、今回から意見照会の場を、同じく効率的かつ安定的に農業経営を営む者その他の者が所属する農業委員会としたものです。

人・農地プランの実質化に向けての取り組み等の詳細については、本日、農政課より担当者が出席していますので、担当から説明します。

(農政課)
羽 深

11頁、実質化された人・農地プラン、番号1番から25番までの25件です。

人・農地プランの実質化とは、次の3つが行われている場合、実質化されていると判断することとなっています。

1つ目は、「おおむね5年から10年後の農地利用に関するアンケート調査が行われていること」で、これは農業委員会のアンケート調査を活用しています。

2つ目は、「アンケート調査等で把握した地域における農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況が地図により把握されていること」で、本来であれば年齢階層別の就農や後継者の有無を色分けした地図を作成するべきですが、農地情報公開システムでは地図の作成ができないため、年齢階層別就農状況や後継者の有無等を記載したアンケート調査結果と農地情報公開システムから出力した白地図に農地を表示した地図をセットにして現況把握をしています。

3つ目は、「5年から10年後に農地利用を担う中心経営体への農地の集約化に関する将来方針について地域の話し合いにより定めること」で、地域の皆さんの話し合いにより将来方針を定めて頂いています。

また、国では既存の「人・農地プラン」の地区内の過半の農地について、近い将来の農地の出し手と受け手が特定されている区域は、既に実質化されているプランとみなせるとしていますが、当市では、既に実質化されているプランとして申し出

があった場合でも、アンケートの実施、地図による現況把握、地域での将来方針の話し合いを経て、プラン案を提出してもらっています。

以上のことを踏まえ、本日各集落で話し合いをし、作成した 25 件のプラン案を提示しますので、ご覧いただきたいと思います。

特徴的なプランについて、説明します。

11 頁をご覧ください。

近い将来の農地の受け手①の中心経営体数ですが、番号 8 番は農地面積が少なく後継者はいますが担い手となる中心経営体が不在、番号 9 番は農地の纏まりが無く、農地面積も少ないことから後継者及び中心経営体が不在となっていて、12 頁の番号 23 番は農地面積が少なく高齢化が進み後継者及び中心経営体が不在、番号 24 番は高齢化が進み中心経営体が不在となっていて、いずれの地区も今後の農地利用は現状を維持していく状況となっています。

今後も、各集落からの実質化された人・農地プラン案の提出に合わせて農業委員会へ意見照会をしますので、宜しくお願いします。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いします。

金子委員 集落に中心経営体がないということがあるのですか。

(農政課)
羽 深 小規模集落は高齢化によりいないところがあります。そういうところのプランは、現状維持となっています。

議長 他にはないようであれば、採決に入ります。
議案第 4 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、意見なしとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
議案第 4 号について、「意見なし」として意見決定することに決定します。

<報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 5 号の規定による農地転用届出書の受理について」>

議長 報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 5 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 9 番の 1 件を報告します。

事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保 埜

13 頁、報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 5 号の規定による農地転用届出書の受理について」番号 9 番の 1 件の届出書を受理したので報告します。

転用目的は、「集合住宅」です。
以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、報告第 1 号の 1 件を承認します。

<報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」>

議 長

報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 81 番から 85 番までの 5 件を報告します。

事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保 埜

14 頁、報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 81 番から 85 番までの 5 件の届出書を受理したので報告します。

転用目的は、「敷地拡張」1 件、「一般個人住宅」3 件、「宅地造成」1 件の計 5 件です。
以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、報告第 2 号の 5 件を承認します。

<報告第 3 号「農用地利用集積計画変更について」>

議 長

報告第 3 号「農用地利用集積計画変更について」、番号 12 番から 19 番の 8 件を報告します。

事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保 埜

15 頁、報告第 3 号「農用地利用集積計画の変更について」、番号 12 番から 19 番までの 8 件で、いずれも「小作料の減額」となります。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、報告第3号の8件を承認します。

議長 　次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。

（板倉区駐在室分の議案）

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 　議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内なし、3年超6年以内3件、6年超10年以内なし、10年超なしで合計3件、利用権移転なし、所有権移転なしです。それでは、上程します。

はじめに利用権設定、期間3年超6年以内、番号7698番から7700番の3件について、事務局の説明を求めます。

（板倉区） 議長 　議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。

上原 　2頁、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7698番から7700番の3件で新規2件、再設定1件です。

7698番は、これまで譲渡人が通いで自作していましたが、高齢により通いで耕作が困難となったことから、当該譲受人に貸付するものです。

7699番は、これまで譲渡人が自作していましたが、労力不足により耕作が困難となったことから、当該譲受人に貸付するものです。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認めます。

議長 議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

議長 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7531番の1件を報告いたします。
事務局の説明を求めます。

(板倉区) 3頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」番号7531番の1件を受理しましたので報告します。
上原 当該農地は、今年4月の農地部会で、農地中間管理機構への貸付が議決されましたが、機構から配分を受ける予定でいた農業者が、5月の配分を受ける段階になって耕作を断ってきたため、時期的に新たな受け手が見つからない状態となり、とりあえず解約して、農地については貸出人の実家の親が、草刈り等の保全管理を行うことになったものです。
以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、報告第1号の1件を承認します。

議長 次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。

(名立区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内5件、3年超6年以内4件、6年超10年以内なし、10年超なしの合計9件、利用権移転なし、所有権移転なしです。それでは、上程します。

利用権設定、期間3年以内、番号9601番から9605番までの5件について、事務局の説明を求めます。

(名立区) 議長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。

山邊 2頁、利用権設定、期間3年以内、番号9601番から9605番までの5件で新規です。

これらの案件につきましては、譲渡人が昨年まで自作や利用権設定により作付けを行っていましたが、耕作者が高齢のため未耕作地となった農地を借受けそばを植え付けるとかがっています。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 続きまして、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 9606 番から 9609 番までの 4 件について、事務局の説明を求めます。

(名立区) 3 頁、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 9606 番から 9609 番までの 4 件で、
山 邊 いずれも再設定です。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定します。

議長 以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。

議長 本日の農地部会を終了します。(午前 9 時 38 分)